

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1284号)

平成27年2月5日

横情審答申第1284号

平成27年2月5日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年7月23日財徴第235号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「滞納整理・納税事務マニュアル改訂版（平成26年4月改訂）」の一部
開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「滞納整理・納税事務マニュアル改訂版（平成26年4月改訂）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「滞納整理・納税事務マニュアル改訂版（平成26年4月改訂）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年5月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

非開示とした部分は、滞納整理の進め方に関する基準、差押対象債権の具体的内容及び財産調査後の取扱いに関する情報（以下「本件申立部分」という。）であり、開示することにより、滞納者は、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの実施機関の今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対抗策を講ずるなど、市税の徴収事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件申立部分を開示するよう求める。

(2) 条例第7条第2項第6号ア該当の合理性について

実施機関の判断には誤りがあり、本件申立部分を非開示とする合理的な理由がない。

実施機関は本件処分の根拠として、条例第7条第2項第6号アの「監査、検査、

取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げるが、本規定の解釈からして、本件申立文書がこれに該当するとされる合理的理由が見当たらない。

条例第7条第2項第2号及び第3号に定められている公益上の義務的開示の規定が同項第6号アに定められていないのは、事務の「適正な」遂行と明示していることから、「適正」の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮しなければならないからである。

本件処分は、本件申立文書を情報公開義務の例外として認めるための、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないという法的要請に適った合理的判断がなされたものとはいえない。

(3) 適正な納税のための予見可能性について

わが国の納税は原則として、自主申告納税方式を採用しているが、住民税やその他地方税においては賦課課税方式が採られている。賦課課税方式の場合、納税者が納税を怠った場合又は滞納者となった場合、どのような手続で不利益な処分（滞納整理手続）が課されるかについては必ずしも納税者等において理解されていないのが現状である。

住民税等の地方税の滞納整理手続は、地方税法（昭和25年法律第226号）で国税徴収法（昭和34年法律第147号）が準用されており、法律に基づく行政がなされなければならない、また市税の滞納整理事務においても法律に基づく適正手続が求められている。

本件申立文書は、法律に基づく手続マニュアルであって、これを納税者が知ることにより徴収手続に支障を及ぼすものとは到底考えられない。むしろ、本件申立文書を公開することは、滞納者に滞納整理事務手続が理解され、かえって滞納者にとって納税の促進に役立つ側面も大きいと考えられる。

法的安定性や法的予測可能性は憲法の租税法律主義の要請であるが、これは公益上の義務的開示という比較衡量の面でも重要視されなければならない、また、仮に本件申立文書の中に滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるものが存在したとしても、それが本件申立文書の開示を拒否する合理的な理由にはならない。

(4) 実施機関は、法的解釈を誤っており、よって本件処分は違法・不当なものとして

取り消されなければならない。

5 審査会の判断

(1) 市税の滞納整理に係る事務について

市税に係る滞納処分については、地方税法第331条等の規定により国税徴収法の例によるとされている。

滞納整理においては、滞納者の実態、滞納となった原因等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり調査が行われる。滞納整理に必要な調査については、国税徴収法第141条の徴収職員が滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときに滞納者等に質問又は検査を行うことができる旨の規定に基づいて行うほか、前段階における通常の行政調査としての財産調査を行うことがある。実施機関では、これらの調査により入手した情報を基に、当該案件についての滞納整理の方針を決定し、その内容に沿って財産の差押え等の滞納処分を行うなどの滞納整理を実施し、滞納市税の徴収を進めている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、職員が滞納整理事務及び納税事務を円滑に進めるためのマニュアルのうち滞納が発生してから徴収するまでの流れに係るものについて一部を抜粋したものであり、実施機関は本件申立部分を条例第7条第2項第6号アに該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第6号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は本号アに該当するとして非開示としたと主張しているため、平成26年11月20日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書は、滞納整理事務を円滑に進めるためのマニュアルのうち滞納整理の一連の流れが分かる部分である。

本件申立文書の大半は、国税徴収法をはじめとした法律の規定について記載

した部分であることから開示した。また、その他、システム上の単純な機能説明など、行政運営上支障が生ずるおそれがない部分は開示した。

(イ) 本件申立部分は、横浜市独自の基準に当たり、実施機関の裁量に任されている部分である。これを開示することは、実施機関の手の内を明かすこととなり、滞納者が財産の処分等の対抗策を講ずるなど、市税の徴収事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、滞納整理事務に支障が生ずるおそれがあることから非開示とした。なお、横浜市独自の基準であるが市会で答弁済みである一部事項は開示した。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件申立文書について、当審査会で見分したところ、実施機関は本件申立文書のほとんどの部分を既に開示し、非開示部分のごく一部の箇所であることが認められた。本件申立部分には、横浜市独自の滞納整理の方法や差押財産として具体的な基準となるもの、納税緩和措置に係る着眼点等の滞納整理に対する実施機関の考え方の詳細が記載されていることが認められる。

このような情報を公にした場合、実施機関の対応を滞納者が容易に推測することが可能となり、一部の滞納者やその関係者が財産の移動、処分等を行う等の滞納処分を不当に免れるための対策を講ずるなどにより、租税の徴収に係る事務に関し、実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件申立部分は本号アに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第6号アに該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年7月23日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年8月28日 (第253回第一部会) 平成26年9月4日 (第259回第二部会)	・諮問の報告
平成26年9月18日 (第176回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成26年10月16日 (第177回第三部会)	・審議
平成26年11月20日 (第178回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年12月15日 (第179回第三部会)	・審議
平成27年1月15日 (第180回第三部会)	・審議